

税 務 署 付 印		令和 年 月 日		事業種目		白色申告		一連番号	
		税務署長殿		期末現在の資本金の額又は出資金の額		円		※	
納税地		電話() -		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		非小失		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地(フリガナ)				同 族		非同族		事業年度(至)	
法人名				旧納税地及び旧法人名等				売上金額	
法人番号				恒久的施設		有		申告年月日	
代表者氏名/住所				の有無及びその種類		支店等 代理人		通信日付印	
(フリガナ)国内源泉所得に係る事業等の責任者				添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		確認	
								申告区分	
								法人税	

令和 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書	適用額明細書提出の有無	有	無
令和 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	税理士法第30条の書面提出有	有	無
	(中間申告の場合の計算期間)	令和 年 月 日	税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

この申告書による法人税額の計算	恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に属する法人税額の計算等	1	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	12	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)
	2	法人税額(45) + (46)	13	法人税額(54) + (55)	
この申告書による地方法人税額の計算	3	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	14	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	
	4	差引法人税額(2) - (3)	15	差引法人税額(13) - (14)	
この申告書による地方法人税額の計算	5	リース特別控除取戻税額等	16	リース特別控除取戻税額等	
	6	法人税額計(4) + (5)	17	法人税額計(15) + (16)	
この申告書による地方法人税額の計算	7	分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五の二)「7」)	18	控除税額((17)と(56)のうち少ない金額)	
	8	控除税額(((6)-(7))と(49)のうち少ない金額)	19	差引所得に対する法人税額(17) - (18)	
この申告書による地方法人税額の計算	9	差引所得に対する法人税額(6) - (7) - (8)	20	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	
	10	欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の①」)	21	控除税額(17) - (18)	
この申告書による地方法人税額の計算	11	翌期へ繰り越す欠損金額(別表七(一)「5の合計」)	22	所得税額等の還付金額(23) + (25)	
	23	控除しきれなかった金額(51) - (22)	24	中間納付税額(27) - (26)	
この申告書による地方法人税額の計算	24	控除しきれなかった金額(58) - (24)	25	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	
	25	合計((9) - (24)) + ((19) - (22))	26	合計(29) + (30) + (31)	
この申告書による地方法人税額の計算	26	中間申告分の法人税額	27	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(61)	
	28	差引確定(中間申告の場合はその法人税額(26) - (27)税額とし、マイナスの場合は(30)へ記入)	29	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(67)	
この申告書による地方法人税額の計算	30	課税標準法人税額((6) + (6の外書)) + ((17) + (17の外書)) + (別表六(六)「9の①」 + 「9の②」)	31	剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	
	31	所得地方法人税額(63)	32	決算確定の日	
この申告書による地方法人税額の計算	32	分配時調整外国税相当額の控除額((別表六(五の二)「8」) + ((6) + (6の外書)) + (別表六(六)「9(2)①」 + 「9(2)②」) × 10.3%)のうち少ない金額)	33	還付を受ける金融機関等	
	33	外国税額の控除額(別表六の二「47」)	34	銀行 本店・支店 出 張 所 預金	
この申告書による地方法人税額の計算	34	差引地方法人税額(35) - (36) - (37)	35	口座番号	
	35	中間申告分の地方法人税額	36	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
この申告書による地方法人税額の計算	36	差引確定(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(41)へ記入)	37	※税務署処理欄	
	37	この申告による還付金額(39) - (38)	38		